○農林水産省告示第千七百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年七月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町春日川合字岩ケ平三三二八の三、三三三四の一、三三三五、三三四四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年七月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県関市武芸川町谷口字荒神洞一一五一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年七月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市金山町弓掛字弓掛谷三九二の一、三九三の一、三九四、三九五、三九六の一、三九六の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年七月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県可児市兼山字庚申塚一〇五の二、一〇六の二、一〇六の五、一〇六の六、字宮町三二三の四から三二三の七まで

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年七月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市池田町白地井ノ久保一七一二の七から一七一二の九まで・一七三四の二・一七四二の二・一七四三の二・一七六四の四・一七八九の二（以上八筆国有林）、七三二から七三五まで、七三六の一、七三六の二、七三六の四、七三七の一、七三七の二、七四〇、七四一、七四二の一、七四三の二、七四三、七四四、七四九、七五〇、一一六七の二、一一七三、一一九一、一六四一、一七一二の二から一七一二の五まで、一七一三の一、一七一三の二、一七一三の六から一七一三の一〇まで、一七一三の一三、一七一三の一四、一七一三の二三、一七一三の二五、一七二一の一九の四、一七二一の一九の五、一七二一の五九五、一七二一の六〇〇、一七二一の六一七から一七二一の六一九まで、一七三三、一七三四の一、一七四二の一、一七四三の一、一七四四、一七四五、一七六一の一の三から一七六一の一の五まで、一七六一の一の六、一七六一の一の六の一、一七六一の一の七の二、一七六一の一の八の一から一七六一の一の八の三まで、一七六一の一の一一、一七六一の一一、一七六一の一八、一七六一の二〇、一七六一の二八、一七六一の三三、一七六一の三四、一七六一の四〇、一七六一の四五、一七六一の四六、一七六一の四八、一七六一の四九、一七六三、一七六四の一から一七六四の三まで、一七八九の一、一八一四の一、一八一四の二、一八一四の五から一八一四の七まで、ウマバ七九一の二、七九一の五、七九一の六、七九六、池田町佐野池谷五三二の一、五三二の三、二六六一、二六六二、二六六三の一、二六六三の三、二六八二の一、二六八三の一、二六八四から二六八六まで、瀬戸谷二五〇三の一、二五〇五の一、林二五〇六、二五〇七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年七月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市山城町西宇字チガヤノシタ一六四一の一・一六四二の一（以上二筆国有林）、井川町馬路二八六の二、井川町胡麻ノ尾二七三九の四、二七六三、二七六五の二、井川町下旅一五八七、一五九一、一五九五、一六〇五、一六〇六、一六〇九、井川町登越三八六四の一、三八六四の二、三八八八の一、三八九〇、三八九一の一、三九五六、三九五八の二、三九六〇の一、三九六〇の三、井川町初鹿一四九一、一四九二、一四九三の一から一四九三の三まで、一四九四の一、一四九四の二、一四九五、一四九六、井川町初鹿峯六六二八の二、六六三一、井川町程野二八一九の七（国有林）、二八一九の二、二八二〇、二八二一の二、二八二二の四、二八六四から二八六六まで、二八六七の一、二八六八、二八六九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）